

○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和7年度の競争入札有資格者名簿（物品）及び、（工事）の「造園工事」の種目に登録されており、かつ令和8年度の競争入札有資格者名簿（工事）の「造園工事」の種目に登録予定の者であること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

京都市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

令和2年度から6年度までに、京都市上下水道局が発注した植栽工、植樹帯整備、緑地維持管理、植樹管理、植樹育成事業、伐採、剪定、除草その他これらに類する業務で、1件当たりの契約金額が300万円（税込み）以上の業務を元請として履行した実績があること。ただし実績は開札日において履行済みのものに限る（工事として発注した植樹管理等の履行実績でも可。）。

(2) その他の参加資格

ア 建設業法に基づく造園工事業許可を有し、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7か月以内）なものに限る。）において、「造園」の総合評定値が700点以上あること。

イ 建設業法に基づく造園工事業に係る監理技術者（監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）の資格を有する者を常勤の自社社員として1名有していること（開札日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。）。

5 提出書類

(1) 入札時に提出する書類

特になし。

(2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア 履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

4(1)及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。

なお、当局が発注した案件については、契約書（契約書を作成していない場合は決定通知書等）の表紙のみの写しでも可とする。

イ 造園工事業の許可を取得していることを証明する書類の写し（開札日において、有効なものに限る。）

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 監理技術者資格者証の写し（表面及び裏面）、監理技術者講習修了証の写し（ただし、監理技術者証に講習修了履歴の記載がある場合は不要。また、いずれも開札日において有効なものに限る。）

オ エの技術者の雇用を証明する書類の写し（申請日において当該技術者が3か月以上雇用関係のある自社社員であることを証明する書類（事業所名の記載がある健康保険情報（「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」PDF、資格確認書、旧健康保険証の写しに3か月以上継続雇用している旨を補記したもの）（保険者番号・被保険者記号番号等を黒塗り）、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証、源泉徴収票等（事業所名の記載がないなど、1つの書類で十分に確認できない場合は、複数の書類を組み合わせてください。）が必要です。）。

6 その他

(1) 本件の契約日は令和8年4月1日とする。

(2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできない。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合